別表第一(5)の表中

「	（何）引当金		上記の科目に該当しない引当金で１年以内に使用すると見込まれるものを種類別に科目を設けて整理する。	を
	繰延税金負債		流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後１年内に取り崩されると認められるものを整理する。	」
「	（何）引当金		上記の科目に該当しない引当金で１年以内に使用すると見込まれるものを種類別に科目を設けて整理する。	に
	資産除去債務	（何）	法的規制等の種類ごとの区分により、項を設けて整理する。	
	繰延税金負債		流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後１年内に取り崩されると認められるものを整理する。	」

改める。

別表第一(10)の表の汽力発電費の科目中

「		燃料費	汽力発電用蒸気の生産に使用する燃料に関する費用及び蒸気料を整理する。石炭費、燃料油費、ガス費、歴青質混合物費、助燃費、蒸気料及び運炭費に区分して整理する。	を
「		燃料費	汽力発電用蒸気の生産に使用する燃料に関する費用及び蒸気料を整理する。石炭費（主たる用途として汽力発電設備に整理されたバイオマス発電設備に係る燃料費を含む。）、燃料油費、ガス費、歴青質混合物費、助燃費、蒸気料及び運炭費（主たる用途として汽力発電設備に整理されたバイオマス発電設備に係る運搬費を含む。）に区分して整理する。	に

改め´同表の原子力発電費の科目中

「		原子力発電施設解体費	解体費、解体費引当及び解体引当金取崩し（貸方）に区分して整理する。	を
「		原子力発電施設解体費	解体費、資産除去債務計上及び資産除去債務取崩し（貸方）に区分して整理する。	に

改め´同表の内燃力発電費の科目の次に

「	新エネルギー等発電費		
		給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
		給料手当振替額（貸方）	同上
		厚生費	同上
		雑給	「汽力発電費」の同項に準ずる。
		燃料費	新エネルギー等発電用のバイオマス燃料費、廃棄物燃料費、助燃費、蒸気料及び運搬費に区分して整理する。

「		リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。	を
「		リース資産 資産除去債務相当資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。	に

改め´同表の事業外固定資産の科目中

「		リース資産	同上	を
「		リース資産 資産除去債務相当資産	同上	に

改め´同表中「(平成18年法務省令第13号)」を削る。

別表第一(2)の表中

「		歴青質混合物	主として発電に使用される歴青質混合物を発電所別又は貯蔵場別に整理する。	を
		一般貯蔵品	貯蔵品のうち、石炭、燃料油、ガス、歴青質混合物、特殊品及び商品以外のものを整理する。	」
「		歴青質混合物	主として発電に使用される歴青質混合物を発電所別又は貯蔵場別に整理する。	に
		バイオマス燃料	主として発電に使用されるバイオマス燃料を発電所別又は貯蔵場別に整理する。	
		廃棄物燃料	主として発電に使用される廃棄物燃料を発電所別又は貯蔵場別に整理する。	
		一般貯蔵品	貯蔵品のうち、石炭、燃料油、ガス、歴青質混合物、バイオマス燃料、廃棄物燃料、特殊品及び商品以外のものを整理する。	」

改める。

別表第一(4)の表中

「	使用済燃料再処理等準備引当金			を
	原子力発電施設解体引当金			
	（何）引当金		上記の各科目に該当しない引当金で１年を超えた後に使用すると見込まれるものを種類別に科目を設けて整理する。	
	繰延税金負債		流動負債の「繰延税金負債」に整理されるもの以外の繰延税金負債を整理する。	」
「	使用済燃料再処理等準備引当金			に
	（何）引当金		上記の各科目に該当しない引当金で１年を超えた後に使用すると見込まれるものを種類別に科目を設けて整理する。	
	資産除去債務	（何）	法的規制等の種類ごとの区分により、項を設けて整理する。原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）の規定による特定原子力発電施設については、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理する。	
	繰延税金負債		流動負債の「繰延税金負債」に整理されるもの以外の繰延税金負債を整理する。	」

改める。